社会福祉法人　正心福祉会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関する規程

（目的及び意義）

1. この規程は、社会福祉法人正心福祉会（以下「この法人」という。）の定款第８条及び第２１条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

1. この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
	1. 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
	2. 報酬とは、職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
	3. 費用弁償とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

1. 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員等に対しては、報酬は支給しない。
	1. 理事及び監事　　報酬
	2. 評議員　　　　　報酬

（報酬の額の算定方法）

第4条　評議員には、定款第８条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

２ 個々の評議員の報酬は、別表１に定める額とする。

３ この法人の理事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

４ この法人の監事の報酬総額は、年間20万円以内とする。

５ 非常勤役員に対する報酬は、別表２に定める額とする。

（報酬等の支給方法）

第５条　役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など　法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

　２　報酬は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本

　　　人の指定する本人名義の口座に振り込むことができる。

　３　報酬は、法令に定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

（費用弁償）

第６条　役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

　２　役員等が職務の遂行にあたって旅費以外の費用を要する場合は、当該費

　　　用を支給する。

（公表）

第７条　この法人は、この規程をもって、社会福祉法第５９条の２第１項２号

　　　に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（補則）

第８条　この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、

　　　別に定める。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

この規定は、令和６年７月１日から施行する。